

総務財政委員会 令和4年4月15日
企画経営部 資料1番
所管 企画課

大田区国土強靱化地域計画（素案）に対する区民意見公募手続き
の実施結果及び計画について

1 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）

（1）実施期間

令和4年2月21日（月）から令和4年3月7日（月）まで

（2）閲覧及び意見用紙の配付場所

区ホームページ、企画課、区政情報コーナー

（3）意見提出者数及び提出方法

提出者数 4名

（内訳：FAX 1名、電子申請3名）

※ホームページアクセス数 103 アクセス

（4）提出意見数

8件

（5）提出意見と区の考え方

別紙1のとおり

2 大田区国土強靱化地域計画について

別紙2及び別紙3のとおり

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
1	全体	地域防災計画との違いは何か。	大田区国土強靱化地域計画(以下、「本計画」といいます。)は、国土強靱化に係る指針性を有することから、災害対策基本法に基づく大田区地域防災計画に対しても指針となる計画となっています。また、本計画はあらゆるリスクに備え、最悪な事態を回避するために強靱なまちづくりを目指すものであるのに対し、大田区地域防災計画は、個別の災害を想定し、災害予防と発災時・発災後の対応をまとめたものであるという点から、異なる役割を担う計画となっています。
2	全体	令和元年台風19号においては、恐怖を感じると共に、避難所における区職員の働きぶりに感銘を受けた。区民を守るための取り組みを着実に進めていただきたいが、実効性あるものにしていただきたい。	強靱化を確実に推進するため、「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組を別冊において具体化し、ハード・ソフトの両面から取組を進めていきます。また、併せて事前に備えるべき目標ごとに定めた指標によって進捗状況を測り、継続的に検証・見直し・改善を図ることで、計画の実効性を担保していきます。
3	全体	計画期間が五年間の理由は。	区を取り巻く環境変化に合わせて計画内容を見直す必要があること、また、国の基本計画が概ね5年ごとに見直されることを考慮し、計画期間を5年としました。
4	全体	被害想定は、令和元年の台風19号よりも厳しいものであるか。	令和元年東日本台風(台風第19号)の降雨量は、大田区(田園調布1丁目55番地先)では期間内降雨量222mm、多摩川流域の中で最大の雨量となった西多摩郡檜原村では期間内総雨量654mm(96時間積算)を記録しました。本計画で想定する水害は、多摩川の全流域で48時間に588mmの降雨に見舞われる事態を想定しており、令和元年東日本台風(台風第19号)を上回る規模の災害として設定しています。
5	全体	事前に備えるべき目標の次に、取り組みの方向性があるが、2回でてくるものがある理由は何か。	同じ「取組の方向性」が複数の「事前に備えるべき目標」の達成に寄与する場合があるため、そのような「取組の方向性」は再掲することとしています。
6	全体	取り組みの実施期間について短期、中期、長期とあるが、一部期間がかぶっているのはなぜか。	今後の取組予定欄に記載している取組は、計画策定時点において取組の始期・終期が確定していない取組も存在しています。そのため、時期はあくまでも目安として示すこととし、境目の年度については、どちらの”期”としても扱おうことができるようにしています。
7	全体	問い合わせ先が企画経営部となっているが、防災などの部署が担当にはならないのか。	本計画は、国土強靱化の観点から様々な分野の計画等の指針となるものであることから、総合的な計画の策定等を所管する企画経営部において策定を行っています。
8	脆弱性評価	近年、気候変動に起因して風水害が激甚化・頻発化するリスクが一段と高まっており、2019年台風第15号により千葉県を中心として大規模で長期の停電が発生するなど、通常の非常用発電設備では対応できない長期の停電の発生が現実的になっている。 こうした長期の停電の発生に対して、地域の強靱化を推進するためには、防災関連施設等において、非常用発電設備に加えて、コージェネレーションシステムや太陽光発電、蓄電池等の自立分散型電源を設置し、電源の多重化を図ることが有効な対策であると考えている。	区では、停電時に備えた蓄電池や発電機の整備を進めております。既存の設備、備品では対応しきれない長期に渡る停電の発生等、あらゆる事態を想定し、電源の多重化を含めた各種備えについての検討を進めてまいります。 また、住宅を含む民間建築物等における自立分散型電源の導入を支援するなど、区民をはじめ、病院や事業者等、地域を構成するパートナーが災害時においても自助により電源を確保できるようにするための対策について、検討を進めてまいります。

大田区国土強靱化地域計画について <概要>

1 計画策定の趣旨

我が国では、地理・地形・気象などの特性から、これまで繰り返し地震、洪水などの自然災害に見舞われて甚大な被害が発生しており、その都度膨大な時間と資金を投じて復旧・復興を図ってきた。

近年では、東日本大震災をはじめとする大規模な地震、大型台風や集中豪雨による水害、火山噴火など、多くの尊い人命や財産が失われる災害が頻発している。大田区においても、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）の際には、多摩川の堤防が決壊の危機に瀕し、内水氾濫により多くの家屋に浸水被害が発生し、また、首都直下地震についても、いつ起きてもおかしくない状況である。

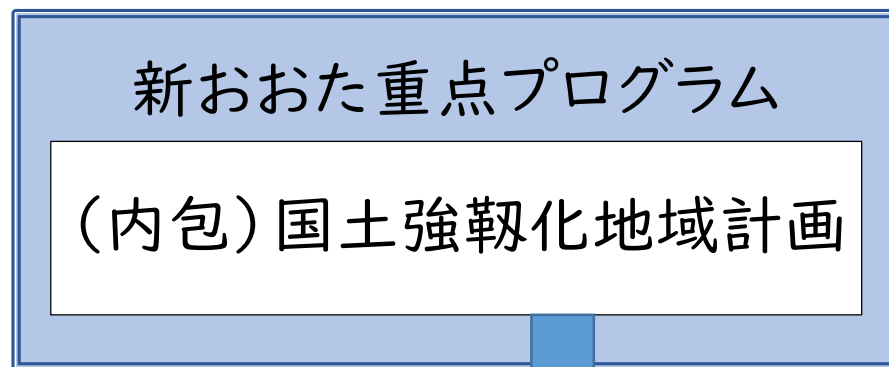
このような状況下では、あらゆる災害における最悪の事態を想定し、人的・物的被害を最小限に止め、早急な復旧・復興を図るための事前の備えをしておくことが重要であることから、区の強靱化を一層推進するため、国土強靱化基本法（平成25年12月）に基づき、大田区における国土強靱化地域計画を令和3年3月に策定した。

今回策定した計画は、より一層強靱化を推進するために、計画の見直しを行い改定したものである。

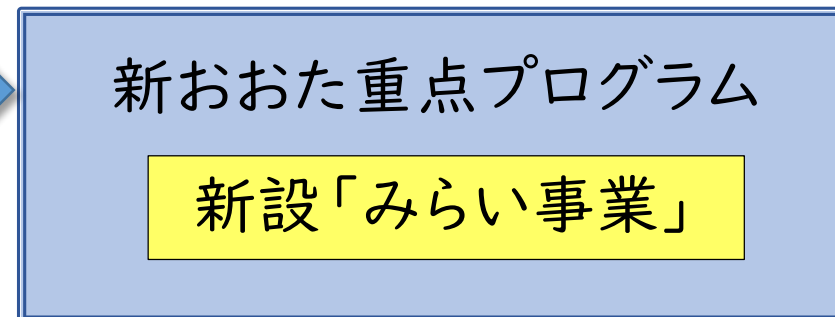
2 策定の経過

現行の国土強靱化地域計画は、令和3年度に新おおた重点プログラムに包含する形で策定したが、高まる災害リスクへの対策を、より迅速かつ計画的に推進するために、新おおた重点プログラムからは独立させ、指標を基に進捗状況を継続的に検証しながら推進する実効性のある計画として改定する。

【令和3年度】



【令和4年度】

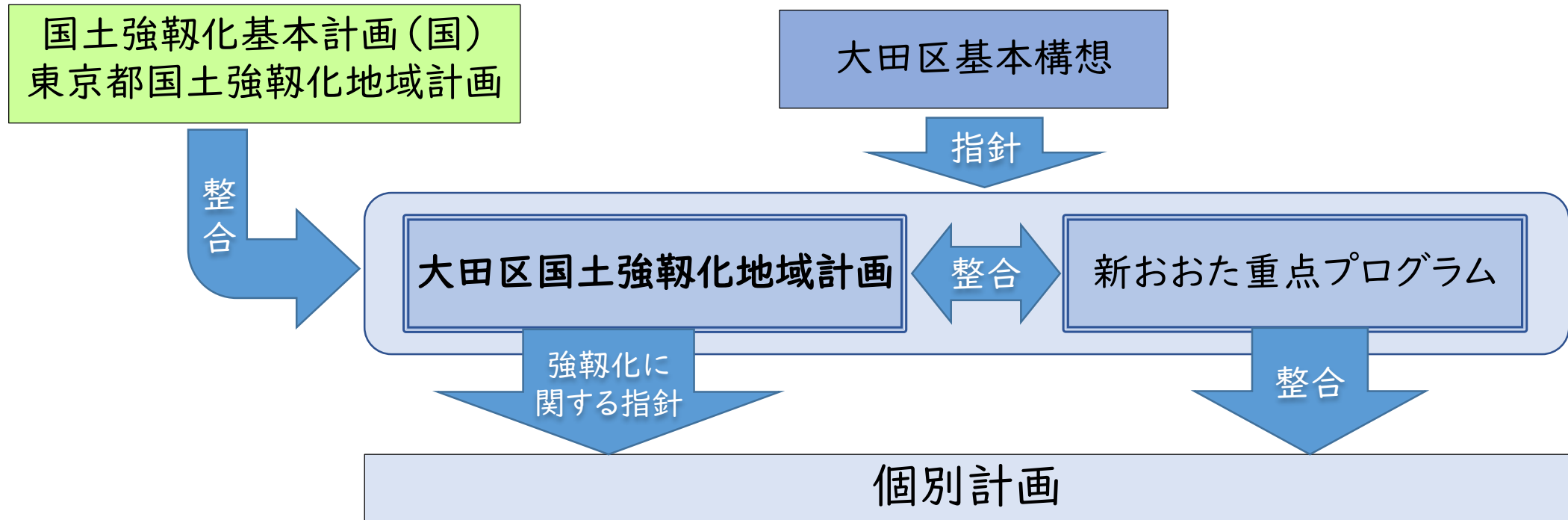


大田区国土強靱化地域計画

The diagram shows a light blue box labeled '大田区国土強靱化地域計画' (Ohta City Regional Resilience Plan). A blue arrow points from the right side of this box towards the right side of the diagram.

3 計画の位置付け

強靱化計画は、大田区の強靱化を推進する上で、基本的な理念や目標、対策方針などを示すものであり、区政のあらゆる分野における防災・減災関連施策の指針となるものとして位置付ける。



【計画期間】国の国土強靱化基本計画がおおむね5年ごとに見直しを行うとされていることから、本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

4 強靱化を推進するに当たっての目標

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 区政運営、区民生活及び区内経済活動等に必要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 区民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に抑える
- IV 自助・共助・公助により復旧・復興を迅速に進める

具体化

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る
- 2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる
- 3 被災者の健康・生活環境を確保する
- 4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する
- 5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する
- 6 制御不能な二次災害を発生させない

5 目標の達成に向けた取組の方向性検討プロセス

対象となる災害・被害想定

発生可能性や広範囲に影響を及ぼす危険性が高い大地震や洪水など、大規模な自然災害を重点対象として位置付けた。また、パンデミックへの対応も念頭に置く。

震災の被害想定については、大田区地域防災計画で前提条件として設定している被害想定を用いる。

脆弱性評価

「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、従前から実施している施策について、進捗状況や効果を分析・整理し、課題を洗い出した上で、課題解決に必要な取組を検討した。

取組の方向性と指標設定

脆弱性の評価結果を基に、計画期間中に優先的かつ重点的に推進すべき取組の方向性を整理するとともに、その方向性に沿った取組の推進による強靱化の進捗状況を測定するために、「事前に備えるべき目標」ごとに指標を設定した。

6 「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組の方向性

1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る

- ・公共施設の適正かつ計画的な維持管理・改築・改修等
- ・倒れない・燃えないまちづくりの推進
- ・防災活動拠点の整備、避難ルート・物資輸送ルートの確保
- ・各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成
- ・災害時における情報発信・情報収集機能の強化
- ・感染予防用備蓄品の充実、医療機関との連携強化等による感染症対策の推進

2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる

- ・移動ルート・物資輸送ルートの確保
- ・消防団、市民消火隊への継続的な支援
- ・他自治体、関係団体等からの受援体制の整備
- ・災害時医療ボランティアの確保、訪問看護ステーション等との連携強化
- ・備蓄品（数量・種類）の充実、提供体制の整備

3 被災者の健康・生活環境を確保する

- ・避難生活に必要な食料、水、エネルギー等の確保及び輸送体制の整備
- ・生活習慣や健康状態、多言語など、避難者の多様性に応じられる避難環境の整備
- ・災害時要配慮者・避難行動要支援者が安全・安心に避難できる体制の整備
- ・避難所における公衆衛生対策、医療救護体制の充実
- ・帰宅困難者一時滞在施設の拡充、滞在環境の向上

4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する

- ・災害対策本部体制の強化、職員の防災意識向上
- ・他自治体、関係機関との連携強化
- ・災害時における情報発信・情報収集機能の強化

5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する

- ・移動ルート・物資輸送ルートの確保
- ・民間事業者の危機管理意識の向上、BCPの策定促進
- ・災害廃棄物の処理体制整備
- ・地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施
- ・他自治体、関係機関との連携強化
- ・他自治体、関係団体等からの受援体制の整備

6 制御不能な二次災害を発生させない

- ・倒れない・燃えないまちづくりの推進
- ・各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成
- ・水害への対応力の強化
- ・地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施